

認定有効期間の半数を超える短期入所サービスの利用における取り扱いについて

「居宅介護支援事業所人員及び運営基準 第13条第二十号 指定居宅介護支援の具体的取扱方」に基づき、認定有効期間の概ね半数を超えないようにしなければならないとされています。

しかし、介護支援専門員により適切なマネジメントにおいて必要と判断される場合、サービス利用の対象となる場合があります。

そのため、介護給付としてサービス利用するためには、介護支援専門員が以下について行う必要があります。

- ① 適切なマネジメントにより、サービス計画への位置づけがあり
- ② サービス担当者会議を経て
- ③ プランの説明を行い、利用者の同意を得、プランの交付されたものに限る。
- ④ ケアプランに基づくサービス利用票及び別表の交付を受けている。

このため、市は、その確認としてケアプランを添付した「届出書」の提出を求めています。
別添の利用の流れ フロー図を参照してください。

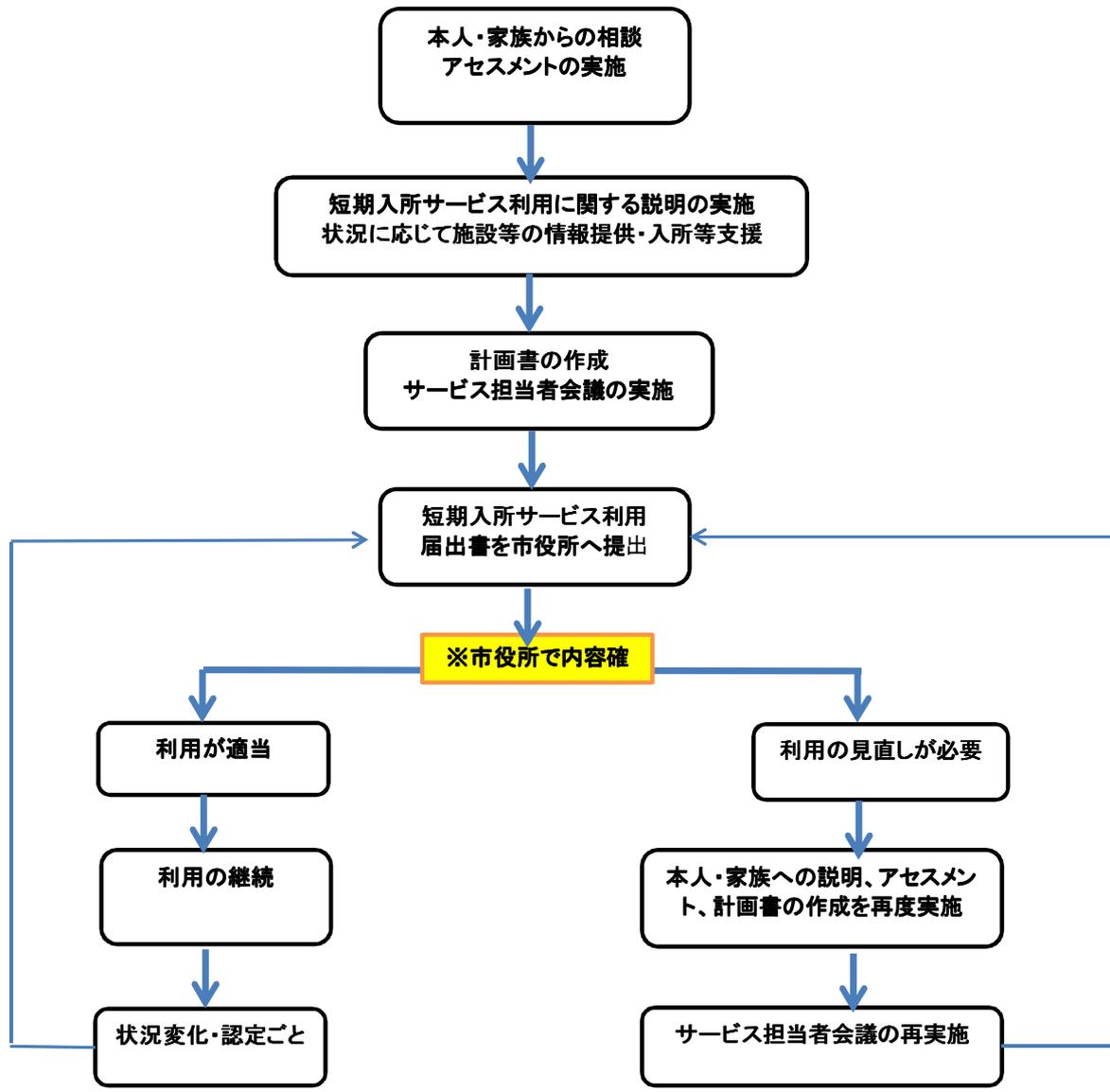
(1) 提出書類

- ① 認定有効期間の半数を超える短期入所サービスの利用届出書
- ② 添付書類
 - ・ サービス計画書 第1表・第2表
 - ・ サービス担当者会議の要点 }
・ 直近のモニタリング表 }
 - ・ 利用票・利用票別表（認定期間の半数を超える月分）

(2) 内容確認と利用の必要性の判断の流れ

- ① 「届出書」の内容と添付書類をもとに、介護支援専門員へのヒアリングを行います。
- ② 内容の疑義があるものについては、再検討します。
- ③ 内容確認ができた場合、届出書及び添付書類を提出してください。
- ④ 決裁後、担当者氏名・押印したものを事業所に交付します。
- ⑤ この手続きを行わなかった事例は、介護報酬算定として認められないのでご注意ください。また、「理由届出書」の提出は、有効期間の半数を超える月の前月とします。
- ⑥ 状況の変化や、認定の有効期間ごとに提出してください。

要介護認定期間の半数を超える短期入所の利用について



市役所への提出書類

- ・理由届出書
- ・居宅サービス計画表 第1表・第2表
- ・サービス担当者会議の要点
- ・直近のモニタリング票
- ・利用票・利用票別表

短期入所の必要性について議論したもの
認定期間の半数を超える月の前月に実施した分